

令和7年白老町議会議案説明会会議録

令和7年9月5日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時05分

○議事日程

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明
-

○出席議員（14名）

1番 水口光盛君	2番 田上治彦君
3番 氏家裕治君	4番 長谷川かおり君
5番 飛島宣親君	6番 前田弘幹君
7番 森山秀晃君	8番 佐藤雄大君
9番 前田博之君	10番 貳又聖規君
11番 森哲也君	12番 西田祐子君
13番 広地紀彰君	14番 小西秀延君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	大黒克巳君
町民生活部長	山本康正君
企画振興部長	三上裕志君
都市整備部長	舛田紀和君
保健福祉部長	齊藤大輔君
教育部長	富川英孝君
消 防 長	小玉修君
病院事務長	本間力君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本間弘樹君
主 幹	小山内恵君

◎開会の宣告

○議長（小西秀延君） これより令和7年定例会9月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（小西秀延君） 定例会9月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算3件、条例の制定及び一部改正6件、規約の変更3件、財産の取得1件、人事2件、認定4件、報告7件、あわせて26件であります。順次議案の説明をいただきます。

日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度白老町一般会計補正予算（第4号））、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 報告第1号の説明の前に、7月30日に発生いたしました地震による津波警報発表に伴う対応について報告をさせていただきます。

午前8時25分にカムチャツカ半島付近でマグニチュード8.8の地震が発生し、地震に伴う津波の恐れから午前9時40分に本町も含めた太平洋沿岸部に津波警報が発表され、全町的に避難指示を発令いたしました。

避難人数につきましては最大で3,000人を超える方が緊急避難場所へ避難した状況でありました。その後、午後4時30分に町内の6か所に避難所を開設し、避難者につきましては最大で580人が避難をしております。

避難者に対しては、熱中症対策として水分やアルファ米などを提供したほか、食事につきましては、食育防災センターでの炊き出しやコープさっぽろ白老店から弁当の支援があり、避難所の避難者に対し提供をいたしました。

避難所につきましては、31日の午前9時に閉鎖をしております。

また、避難途中に1名の方が転倒し救急車により搬送されておりますが、大事には至っておりません。

幸いなことに今回の津波警報につきましては、浸水被害などは発生しておりませんが、町の対応といたしまして、連絡体制や避難者への対応など、様々な課題が浮き彫りとなりました。一つ一つ整理した中で改めて防災力の強化に向けた取組を行ってまいりたいと考えているところであります。以上で災害対応の報告といたします。

それでは、議案書の報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度白老町一般会計補正予算（第4号））でございます。

報1-2をお開きください。専決処分書でございます。

令和7年7月30日付で専決をしておりますして、歳入歳出それぞれ704万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,011万5,000円とするものでございます。

4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、5ページの2、歳出につきます

ては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきますので8ページ、9ページをお開き願います。3款民生費、3項1目災害救助費、(1)災害救助事業542万5,000円の新規計上であります。職員手当等は災害対応職員の時間外手当270万2,000円、需用費は飲料水、食料品、紙コップ等75万円、役務費は使用済み毛布等のクリーニング代7万6,000円、委託料は毛布の真空パック、夕食の炊き出し、清掃業務189万7,000円を計上するもので、財源は財政調整基金繰入金を充当いたします。この経費は、災害救助法の適用を受け補助対象となり得ることから、まずは財政調整基金繰入金を充当するものとして、補助額等の確定後にそれを戻すというようなことで考えてございます。

次に、9款消防費、1項4目災害対策費、(1)防災対策推進事業161万8,000円の増額補正でございます。需要費は備蓄品から避難者に配布したアルファ米、災害用パン、飲料水を補充する費用を計上するもので、財源は一般財源を充当いたします。この経費は備蓄品ということで災害救助法の適用を受けないため、財源は一般財源としております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、1、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6ページ、7ページにお戻りください。21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金161万8,000円の増額補正でございます。歳出総額に対する歳入の不足分を計上するもので、これにより繰越金の留保額は3億8,589万5,000円となるものであります。

報告第1号の説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。

日程第2及び日程第6から第9までの条例の制定及び一部改正についての議案説明であります。条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

日程第2、議案第6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案については、関連がありますので一括して議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） それでは、議案第6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてであります。

この条例の新規制定につきましては、本町で発生した、または発生が疑われる不適正な事務処理事案に対しまして、事実関係の調査及び原因究明並びに再発防止策の検討を図ることを目的に、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として、利害関係を持たない外部の専門家などにより構成される委員によって調査審議を行うために設置するものでございます。

本事案につきましては、令和6年12月、不正会計処理による機器購入の疑いに関する内部公益通報を受け、内部公益通報委員会、職員分限懲戒審査委員会による関係職員への聞き取り及び調査を実施し事実確認を進めたものの、明確な事実認定に至らない状況であることから、外部の専門家による事案の調査及び原因究明と再発防止等に取り組むものでございます。

条例の内容について若干説明をさせていただきますが、このたび別表中に第三者委員会の項を追加する条例の一部改正であります。

名称につきましては、白老町事務執行適正化に関する第三者委員会、所掌事務につきましては、不適正な事務処理等の事実関係を解明し、及び原因を究明するための第三者による調査審議、委員の定数は3人以内、委員の任期につきましては、当該諮問に係る調査及び審議の期間としてございます。

附則について、この条例は、公布の日から施行するというところでございます。

引き続きまして、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

ただいま説明をさせていただきました第三者委員会の設置に係りまして、委員の報酬等を追加するための一部改正でございます。

報酬額については議9-2でございますが、11の事務執行適正化に関する第三者委員会の弁護士委員は月額10万円を上限として規則で定める額、弁護士以外の委員につきましては月額5万円を上限として規則で定める額としてございます。

附則については、この条例は、公布の日から施行するというところでございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号及び第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号及び第9号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第5号）、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。

議1-1をお開き願います。このたびの補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,694万円を追加し、総額を124億9,705万5,000円とするものでございます。

2ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明をさせていただきますので12ページ、13ページをお開き願います。1款議会費、1項1目議会費、(1)議会運営経費68万1,000円の増額補正でございます。備品購入費は議事堂のマイク使用の際にハウリングが発生するほか、議長用マイクに音量低下等の不具合が生じていることから、マイク音声を制御管理する装置及びマイク1台を更新するもので、財源は一般財源であります。

2款総務費、1項1目一般管理費、(1)職員管理事務経費115万7,000円の増額補正であります。本町で発生した、または発生が疑われる不適正な事務処理事案の原因究明及び再発防止策の調査、検討を行うため、弁護士、公認会計士、学識経験者で構成する第三者委員会の設置に要する費用を計上するもので、財源は一般財源であります。この予算計上につきましては、今回の調査に関わる委員会を5回開催ということで想定して積算をしているところでございます。次に、(2)光ネットワーク管理経費182万6,000円の増額補正であります。需要費は白老橋下部の改修作業終了に伴い、支障移転のため橋上部の歩道部分へ仮移設していた光ケーブルを橋下部に戻すもので、財源は全額財産収入の光ネットワーク回線貸付料を充当いたします。(3)番号制度運用事業121万円の新規計上であります。委託料は戸籍住民票等の氏名の振り仮名記載の実施に伴い、振り仮名記録の一括処理機能を追加するシステム改修を行うもので、財源は全額国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を充当いたします。

14ページ、15ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)定額減税対応不足額給付事業2,750万1,000円の新規計上であります。本事業は令和6年度の一般会計補正予算（第12号）で議決いただいたところでございますが、令和7年度個人住民税確定後の所得等を用いて再算定した結果、給付金の対象者が想定を上回ったことから、交付金額及び事務費の不足分を計上するものでございます。財源は実績が確定するまでの措置として財政調整基金繰入金を充当するものであります。1項2目老人福祉費、(1)後期高齢者医療事業特別会計繰入金209万円の増額補正でございます。社会全体で子ども・子育て世代を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて後期高齢者医療事業特別会計の保険料賦課収納システムの改修に要する費用を繰り出しするもので、財源は全額国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金を充当いたします。1項3目身体障害者福祉費、(1)障害者自立支援給付経費1,488万5,000円の増額補正でございます。扶助費は公費負担額の改定の影響及び対象者の増加に伴い、更生医療費扶助の不足分を計上するもので、返還金は令和6年度の障害児入所給付費

等負担金及び障害児入所医療費等負担金の確定に伴う国及び北海道への返還額を計上するものであります。財源は国庫支出金の障害者医療費負担金674万8,000円、道支出金の障害者医療費負担金337万4,000円、一般財源476万3,000円を充当するものであります。(2)地域生活支援事業経費46万4,000円の増額補正であります。委託料が本年10月から就労選択支援が創設されることに伴いまして障害者福祉システムを改修するもので、財源は国庫支出金の障害者総合支援事業補助金23万1,000円、一般財源23万3,000円を充当いたします。

16ページ、17ページをお開きください。8款土木費、2項1目道路維持費、(1)町道ロードヒーティング改修事業4万6,000円の増額補正でございます。返還金は国の補助対象事業として実施した令和4年度から6年度までの町道ロードヒーティング改修事業で発生した鉄類等の売却が完了したことに伴い、国費分の6割を返還するもので、財源は一般財源であります。

9款消防費、1項1目日常備消防費、(1)消防本部運営経費49万5,000円の増額補正でございます。需要費は本年9月採用職員1名の制服等貸与品に係る費用を計上するもの、使用料及び賃借料は消防車2台及び救急車3台、計5台に設置のカーナビにおけるNHK受信契約をしていないことが判明したことから、設置から5年遡って受信料を支払うための費用を計上するものであります。財源は一般財源を充当いたします。(2)職員訓練研修経費36万6,000円の増額補正であります。報償費は7月に消防本部で発生した事件を教訓として、法令等遵守の浸透による再発防止を図るための研修を行うことから、講師への謝礼金を計上するものであります。旅費、需用費及び負担金は、北海道消防学校救急科の入校人員決定数が1名増となったことから、入校に伴う諸経費を計上するものであります。財源は一般財源でございます。18ページ、19ページでございます。1項3目消防施設費、(1)消防水利維持保全経費319万5,000円の増額補正であります。需用費は消火栓3基が経年劣化によって腐食し、消火活動等に支障があることから、修繕に要する経費を計上するものであります。備品購入費は北吉原地区の水道本管更新工事に伴い消火栓の移設、更新が必要なことから、消火栓1基を新たに購入する費用を計上するものであります。財源は一般財源を充当いたします。

10款教育費、1項5目諸費、(1)小中学校ネットワーク環境整備事業298万1,000円の新規計上でございます。令和6年度に実施した白老小学校及び白老中学校のネットワークアセスメント調査の結果、国が示す通信ネットワーク推奨帯域を満たしていないことからネットワーク環境の改善に要する費用を計上するもので、財源は国庫支出金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金95万3,000円、一般財源202万8,000円を充当いたします。

3項1目学校管理費、(1)中学校施設管理経費31万2,000円の増額補正であります。備品購入費は本年3月の消防用設備等点検で白老中学校の消火栓ホース21本が製造後10年経過し、交換の必要性が報告されたことから交換に要する費用を計上するもので、財源は一般財源でございます。

4項1目社会教育総務費、(1)未来を拓くひとつくり事業100万円の新規計上であります。

次のページにわたっての記載になりますが、生涯を通じて学びの機会を創出し、地域担い手の掘り起こし、人材育成を目的として、令和5年度から実施している熱中小学校の取組に対し支援を行うもので、財源は全額寄附金の株式会社内田洋行様からの企業版ふるさと納税を充当いたします。4項3目図書館費、(1)図書等購入経費5万円の増額補正であります。苦小牧地方法人会白老地区会様からの指定寄附を財源として増額するものです。4項4目文化財保護費、(1)史跡白老仙台藩陣屋跡第2次環境整備事業179万4,000円の増額補正でございます。令和7年度発掘調査を進める中で、当初想定していた範囲及び掘削土量を上回ることが判明したことから、発掘調査に関わる人員等の報酬、謝礼金のほか、発掘埋め戻しに要する費用を増額するもので、財源はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。4項5目仙台藩元陣屋資料館管理費、(1)資料館運営経費68万9,000円の増額補正であります。正面入り口の階段の経年劣化による損傷が激しいことから利用者の安全確保を図るための修繕に要する費用を計上するもので、財源は一般財源を充当いたします。

5項1目保健体育総務費、(1)スポーツ習慣化定着事業は財源振替であります。当初財源として国庫支出金の地方スポーツ振興費補助金の交付が予定されておりましたが、補助申請が不採択とされたことから歳入科目を国庫支出金から一般財源に振り替えるものであります。22ページ、23ページをお開きください。

6項1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)しらおい食育防災センター運営経費116万4,000円の増額補正でございます。需用費は経年劣化による腐食等のため機能が低下していることから、排水処理制御盤ボックスの給気口のほか、排水処理用水中ポンプ及び曝気用ブロワーの修繕に要する費用を計上するもので、委託料は排水処理原水ポンプ槽の水中ポンプ等に付着する汚泥の洗浄清掃及び運搬、処分に要する費用を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金2億7,503万4,000円の増額補正であります。財政調整基金積立金の積み増し分は、令和6年度決算剰余金4億4,038万3,175円の2分の1を下らない金額として、このたび財政調整基金に1億8,100万円、第三セクター等改革推進債を繰上償還する財源として、町債管理基金へ4,000万円を積立てするものであります。体育振興基金積立金1万7,000円、教育振興基金積立金6,000円、海外交流基金積立金7,000円、社会福祉基金積立金1万4,000円、文化振興基金積立金1万円は、利子分としてそれぞれの基金に積み立てるものであります。町債管理基金積立金4,038万8,000円は、利子分として33万8,000円、積み増し分として決算剰余金のうちの4,000万円を積み立てるものであります。みんなの基金積立金4万2,000円、退職手当追加負担金積立基金積立金4万2,000円、公共施設等整備基金積立金32万3,000円は、利子分としてそれぞれの基金に積み立てるものでございます。ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金5,206万7,000円は、利子分として39万1,000円、寄附分として4月から7月までの4か月分の指定寄附金1億333万7,000円のおおむね2分の1の5,167万6,000円を積み立てるものであります。

す。25ページになりますが、子ども夢基金積立金1万4,000円、森林環境譲与税基金積立金2万円は、利子分としてそれぞれの基金に積み立てるものであります。産業振興基金積立金12万5,000円は、利子分として2万5,000円、寄附分は白老マリンクラブ様から10万円の指定寄附があったことから、寄附額分を積立てするものであります。まち・ひと・しごと創生基金積立金100万9,000円は、利子分として9,000円、寄附分100万円は、企業版ふるさと納税として株式会社ワイモバイル様からの寄附金を積み立てるものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。4ページにお戻り願います。12款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税3,907万1,000円の減額補正であります。7月の普通交付税算定におきまして、普通交付税額が決定いたしました。決定額は37億2,092万9,000円、当初予算対比で3,907万1,000円の減となったことから、これを減額補正するものであります。当初予算の積算額との比較におきましては、基準財政収入額が住民税で約2,100万円の増、地方消費税交付金が3,000万円の減、基準財政需要額が子ども・子育て費の減や地域デジタル推進費の減などによるものであります。

8ページ、9ページをお開きください。20款繰入金、1項11目財政調整基金繰入金2,750万1,000円の増額補正であります。歳出でご説明したとおり、定額減税対応不足額給付事業について、交付金を一時立替え分として計上するものであります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金2億8,521万4,000円の増額であります。歳出総額に対する歳入不足分として計上するもので、これによりまして繰越金の留保額は1億68万1,000円となるものでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 1番、水口です。まず歳出のほうで何点かお聞きします。21ページ、教育費の5項1目保健体育総務費、(1)スポーツ習慣化定着事業で、国庫補助金から一般財源に変わりましたとさらっと今お話しされたと思うのですが、補助金がつかなかったから一般財源にしました。これは特に基金からの繰入れという考えはなかったのかということが1点。それと国庫補助金がなくても一般財源でやり続ける事業なのかということがあったので、そこについて1点お聞きしておきます。

2点目、19ページ、10款教育費、4項1目社会教育総務費、(1)未来を拓くひとづくり事業は、全く新しく新規の事業になるのか、たまたま継続事業の振替の事業のようになるのかということをお伺いしたいと思います。このことを聞くのは、よく新たに補正予算で臨時事業費的なものが計上されたとき、臨時事業費の説明書みたいなものが今まであったと思うのですが、今回見ると何点か臨時事業のように見受けられるものがあって、何かそういう説明資料がないので議案の審議をするときに無駄な質問をするのもどうかと思った

のでお聞きしております。

次に歳入についてお伺いします。5ページ、12款1項1目地方交付税、普通交付税が約4,000万円の減額ということで、この理由ですが当初予算で見ると増額になっていたはずなのです。その関連性ですね、交付税が増えることで、当初予算、昨年より増えた予算になっていたのも、それがなぜここでもう1回減るのかという理由をお伺いしたかったです。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 21ページの教育費、スポーツ習慣化定着事業の財源振替でございますが、この件につきましては、今、水口議員のほうからお話ありました基金での充当ということももちろん考えられるところでございますが、今回一般財源を充てたのは、年度途中であったということと、それから今後、来年度以降もこの事業を継続するものであればやはり当初から基金等の充当も含めて検討しなければならないということもあって、今回につきましては、一般財源を充当させていただいたということでございます。

それから19ページの未来を拓くひとづくり事業につきましては、昨年も行っている事業であります。今年度につきましては、この時期になりましたが、あくまでも新規ということで計上をさせていただいております。

それから普通交付税のご質問でございます。積算内容につきましては、大変申し訳ないのですが、本会議での議論を想定してございまして詳細の資料については今回持ち合わせてございませんが、昨年度当初予算編成の段階である程度情報を得ながら積算してございまして、結果として先ほど説明させていただいた基準財政収入額の増ということと、逆に増えたことによって交付税が減るといふようなところ、あるいは個別に言えば基準財政需要額も多少いろんな項目によっては増減あるのですが、大きいところでは先ほど説明したところの当初見積りとの乖離があったということで、今回当初予算から減額というよう形の算定結果になったということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案の説明をお願いいたします。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君） それでは、議2-1をお開き願います。議案第2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ986万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,496万1,000円とする補正でございます。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明をさせていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費、(1)国保運営経費につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に関わる制度改正周知のリーフレット作成に要した需用費の6万4,000円の増であり、財源につきましては国庫支出金の制度関係事業費補助金を充当するものでございます。

続きまして2項1目賦課徴収費、(1)賦課徴収事務経費につきましては、社会全体で子ども・子育て世代を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして令和8年度に創設されます、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修費975万7,000円の増額でございます。財源は、全額国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金を充当いたします。

続きまして7款基金積立金、1項1目国民健康保険事業基金積立金、(1)国民健康保険事業基金積立金につきましては、基金利子を4万円積み増すものでございます。

次に1、歳入でございます。4ページにお戻り願います。3款財産収入、1項1目利子及び配当金は、国民健康保険事業基金積立金の利子4万円の増額補正でございます。

続きまして7款国庫支出金、1項1目制度関係業務事業費補助金は、歳出でご説明したとおり6万4,000円の増額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案の説明をお願いいたします。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君） 議3-1をお開き願います。議案第3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ209万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,934万3,000円とする補正でございます。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出をご説明させていただきます。6ページ、7ページをお開きください。1款総務費、2項1目徴収費、(1)賦課徴収事務経費につきましては、先ほど国保の補正でもご説明したとおり、社会全体で子ども・子育て世代を支える

新しい分かち合い、連帯の仕組みとして令和8年度に創設されます、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に必要な費用209万円を増額させていただくものでございます。財源は、全額一般会計からの事務費繰入金を充当いたします。

次に、1、歳入をご説明いたします。こちらにつきましては、一般会計補正予算、それから歳出でもご説明したとおり、一般会計からの繰入金の増額となります。財源につきましては全額国庫補助金が充当される形で、一般会計から繰入金をいただく形になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について。新規条例の制定でございますが、条例の内容につきましては省略をさせていただきます、議4-2の議案説明で説明をさせていただきます。

令和7年8月に消防職員の鍵の複製による不正侵入及び窃取による懲戒免職事案が発生いたしまして、町民の信頼を損なったこと責任を重く受け止め、令和7年10月1日から同月31日までの1か月間、町長の給料を10%減額する措置を講ずるための本条例の制定でございます。

戻りまして、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和7年10月31日限り、その効力を失う。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第5号 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について、議案の説

明をお願いいたします。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 議5-1をお開きください。議案第5号 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定についてご説明いたします。条文については朗読を省略させていただきます。

議5-4、附則でございます。この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議5-5、議案説明です。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、基本理念を定め、関係者の責任と役割を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものである。

条例の内容については、全員協議会でご説明させていただきましたが、改めてポイントを説明いたします。

前文については、目指す共生社会の姿を規定しております。

第1条、目的では、認知症基本法の趣旨にのっとり、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりについて規定しております。

第3条、基本理念では、三つの基本理念のもと、施策の推進について規定しております。

第4条から第9条では、町や関係機関、それぞれの責任と役割を規定しております。

第10条、施策の策定及び推進では、目的を達成するために必要な10項目の方向性を掲げ、総合的かつ計画的に実施することを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第7号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議7-1、議案第7号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。改正条文の朗読は省略をさせていただきます。議7-3の議案説明で説明をさせていただきます。

令和6年8月8日に人事院が行いました「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応するため、人事院規則及び通知の改正が行われ、令和7年10月1日から施行となることから、本町においても同様に妊娠・出産時及び育児期の職員への両立支援制度の利用等に関して所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

これは、妊娠・出産についての申出をした職員等に対する意向確認等の新設の条項を新たに追加したということでございます。

妊娠・出産時や育児期の職員への面接等による両立支援制度の周知や、制度利用、働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を義務づけ、これはやらなければならないということと、職員が子供の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるように職場として支援するというような条文になってございます。

議案第7号については以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第8号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議8-1、議案第8号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本件につきましても、改正条文の朗読等は省略をさせていただきます、議8-4の議案説明で説明をさせていただきます。

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応するため、人事院規則及び通知の改正が行われ、令和7年10月1日から施行となることから、本町においても同様に育児時間の取得パターンの多様化に対応する所要の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

これは部分休業の取得方法の変更になっておりまして、これまで部分休業につきましては、1日につき2時間を超えない範囲内というような形態でございました。例えば、現在我々の勤務時間8時半から17時15分まででございますが、8時半から9時半までの1時間、あるいは16時15分から17時15分までの1時間、この2時間を限度として取得することが可能だったということがこれまでの改正前ですけれど、改正後はこれに加えて、1会計年度につき10日相当の範囲内で、例えば2時間以上の取得や丸1日、いわゆる休業しますよというようなことも可能になると。これまでの部分と、また追加の部分をいずれか選択して取得することが可能となったということの条例改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、以上3議案については関連がありますので、一括して議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 本件、議案第10号から議案第12号までの規約の変更につきましては、議案としてはそれぞれ提案をさせていただいておりますが、変更理由については全て同様の理由になってございますので、説明を簡略化させていただきます。

まずは議10-2の議案説明をお開きいただきたいと思います。令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより当組合から脱退することに伴い、本規約別表第1及び別表第2を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合の規約変更についても、同様の理由により議会の議決を求めるものでございます。

あわせて議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につきましても、同様の理由により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号から第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号から第12号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第13号 財産の取得について、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議13-1をお開きください。議案第13号 財産の取得についてでございます。

1、取得する財産（物品）につきましては、ノートパソコン26台、小型デスクトップパソコン26台、モノクロレーザープリンタ5台、デスクトップパソコン用メモリモジュール15個及びノートパソコン用メモリモジュール140個でございます。

2、取得予定金額、1,782万円。

3、取得の目的としましては、役場職員用コンピューター機器等の更新でございます。

4、取得の方法につきましては、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づ

く譲渡であります。

5、契約の相手方につきましては、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫でございます。

次のページ、議13-2の議案説明につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

続きまして入札の経過でございます。去る7月29日に株式会社和歌白老営業所、事務器のカナマルの2者に指名通知を行い、8月19日に入札を行ったところであります。

落札者は事務器のカナマルであります。

落札率でございますが、予定価格1,842万8,080円に対し、落札額1,782万円でございますので落札率は96.7%となっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第14号 白老町固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第15号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、この議案2件は人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配付される議案であります。

よって本日の議案説明会においては、議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますので、ご承知願います。

日程第13、認定第1号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和6年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第4号 令和6年度白老町下水道事業会計決算認定について、報告第2号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和6年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和6年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、この8議案は、決算審査特別委員会で審議することとなっております。例年においても議案の提案のみで、特に議案説明されるものではありません。

よって本日の議案説明会においては、説明を省略するものいたしますのでご承知願います。

日程第14、報告第6号 令和6年度白老町財政の健全化判断比率について、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 報6-1をお開きください。報告第6号 令和6年度白老町財政の健全化判断比率についてであります。

令和6年度白老町財政の健全化判断比率につきましては、監査委員の意見を付して報告をさせていただきます。

まず、ここに記載のとおり、実質赤字比率につきましては発生してございません。

連結実質赤字比率につきましても発生してございません。

実質公債費比率につきましては、10.2%、前年比で0.6%の改善でございます。

続きまして、将来負担比率につきましては2.1%、これは前年比で7.9%の増となります。この理由は、6年度病院事業への繰入金に伴う基金残高が減少したことによるもので、令和5年度の将来負担比率は発生していなかったのですけれど、実質はマイナス5.8%でございましたので、今回、6年度は2.1%ということで前年比7.9%増となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号の議案説明を終わります。

日程第15、報告第7号 令和6年度白老町公営企業の資金不足比率について、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 続きまして、報7-1でございます。報告第7号 令和6年度白老町公営企業の資金不足比率についてであります。

令和6年度白老町公営企業の資金不足比率につきましては、今回、監査委員の意見を付して報告をさせていただきます。

ここに記載の表のとおり、いずれの公営企業につきましても、今年度も資金不足比率は発生してございません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上をもって定例会 9 月会議の議案説明は全て終了いたしました。
これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前 11 時 05 分）